



## 船舶事故調査報告書

令和5年2月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年11月25日 04時40分ごろ
発生場所	宮城県石巻市渡波漁港 渡波港長浜防波堤灯台から真方位014°920m付近 （概位 北緯38°24.7′ 東経141°22.0′）
事故の概要	漁船第八和丸 <sup>かず</sup> は、北進中、また、漁船第五吉丸 <sup>よし</sup> は、南南東進中、両船が衝突した。 第五吉丸は、船長が負傷し、右舷船首部のブルワーク上部に折損等を生じ、また、第八和丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年12月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第八和丸、2.6トン MG3-52955（漁船登録番号）、一般社団法人宮城県水産業構造改革支援協会 9.32m (Lr) × 2.76m × 1.04m、FRP ガソリン機関（船外機）、220.70kW、平成30年6月26日 第210-60216号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第五吉丸、0.4トン MG3-50989、個人所有 6.17m × 1.50m × 0.51m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 44歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年8月26日 免許証交付日 平成30年10月24日 （令和6年9月9日まで有効） B 船長B 84歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年11月13日

	免許証交付日 平成30年7月9日 (令和5年11月12日まで有効)
死傷者等	A なし B 重傷 1人(船長B)
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部のブルワーク上部に折損、船首部及び左舷船首部のブルワーク上部に亀裂
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時26分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、養殖かきの揚収作業を行う目的で、令和3年11月25日03時10分ごろ、航行中の動力船であることを示す法定灯火（白色の全周灯1個及び両色灯1個）を表示し、石巻市小竹浜南方沖に敷設していたかき養殖施設に向け、渡波漁港沢田地区を出航した。</p> <p>A船は、03時40分ごろかき養殖施設に到着して養殖かきの揚収作業を開始した後、同作業が終了し、04時20分ごろ渡波漁港沢田地区に向けて帰航することとした。</p> <p>A船は、船長Aが、船体後部にある操舵スタンドの前に立ち、弁天島と生草島との間の水路を西進した後、右舵を取って渡波尾崎灯台の西方沖を約20km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により北進していた。</p> <p>(写真1～2 参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真1 A船（右舷前方）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真2 A船（右舷後方）</p> </div> </div> <p>船長Aは、渡波港長浜防波堤灯台の東側を通過した後、渡波漁港の北側に位置する佐須浜の西側には浅瀬が拵延しているため、浅瀬に接近しないよう、右舷方に所在する佐須浜の陸岸に設置された照明を目視で確認することにより、浅瀬との距離を保持しながら北進を続けていたところ、04時40分ごろ、何かと衝突したような音が聞こえ</p>

	<p>た。</p> <p>船長Aは、流木等に衝突したのかと思い、直ちに機関を中立にして周囲を確認したところ、B船が漂流しており、B船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Aは、A船をB船に横抱きの状態とし、B船の船体後部に倒れていた船長Bを救助してA船に移乗させた後、B船が浸水していたので、自身の知人に連絡してB船の陸揚げ作業を依頼し、付近の船揚げ場に運んだ。</p> <p>船長Aは、船揚げ場に到着した後、携帯電話で救急車を要請した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、たこ籠漁の操業を行う目的で、03時30分ごろ、航行中の動力船であることを示す法定灯火（白色の全周灯1個及び両色灯1個）を表示し、石巻市長浜海岸東端付近の漁場に向け、同市万石浦<sup>まんごく</sup>の南東端付近に所在する係留地を出航した。</p> <p>（写真3 参照）</p>  <p>写真3 B船（右舷前方）</p> <p>船長Bは、一旦万石浦の出入口に所在する万石橋付近の船着場にB船を係留させて餌を船内に積み込んだ後、航行を再開して南南西進していたところ、尿意を催し、渡波漁港の北方の船溜まりに入航して小用を足し、再度、漁場に向けて航行することとした。</p> <p>船長Bは、右舷船尾部に腰を掛け、左手で船外機のスロットル兼操縦ハンドルを握り、渡波漁港を出港する際の針路目標としている渡波港長浜防波堤灯台を目視で右舷船首方に確認しながら、同漁港内の水路の中央部に向け、約10～15km/hの速力で南南東進していたところ、突然、船体に衝撃を感じて前方に飛ばされた。</p> <p>船長Bは、船長Aに救助されて付近の船揚げ場まで運ばれた後、救急車で石巻市内の病院に搬送され、右腸骨翼骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、以前、佐須浜の西側の浅瀬に乗り揚げたことがあるので、ふだんから水路の中央を航行することとしており、本事故当時も浅瀬に接近しないよう、A船の右舷方にのみ意識を向けて見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近では、本事故が発生した時刻の約1時間後であれば、のり養殖の操業を行う漁船が出航する時間帯となる</p>

	<p>ものの、本事故当時はふだんから他船が航行するのを見掛けたことがない時間帯であったので、A船以外に他船が航行しているとは思わなかった。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近では、ふだんから他船が航行するのを見掛けたことがない時間帯であったので、本事故当時、B船以外に他船が航行しているとは思わず、あわび等の密漁船と衝突したと思った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、渡波港長浜防波堤灯台を目視で右舷船首方に確認することにのみ意識を向けており、A船の機関音及び灯火に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、本事故当時、固型式の救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、渡波漁港内を北進中、船長Aが、佐須浜の西側に拡張する浅瀬に接近しないよう、A船の右舷方にのみ意識を向けながら、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、北西方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故当時、ふだんから他船が航行するのを見掛けたことがない時間帯であり、周囲を他船が航行しているとは思わなかったことから、A船の右舷方にのみ意識を向けていたものと考えられる。</p> <p>B船は、渡波漁港内を南南東進中、同漁港を出港する際の針路目標としている渡波港長浜防波堤灯台を、目視で右舷船首方に確認することにのみ意識を向けながら、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、南方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、本事故当時、ふだんから他船が航行するのを見掛けたことがない時間帯であり、周囲を他船が航行しているとは思わなかったことから、渡波漁港を出港する際の針路目標としている渡波港長浜防波堤灯台を目視で右舷船首方に確認することにのみ意識を向けていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、渡波漁港内において、A船が北進中、B船が南南東進中、船長Aが、浅瀬に接近しないよう、A船の右舷方にのみ意識を向けながら、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、出港する際の針路目標としている渡波港長浜防波堤灯台を、目視で右舷船首方に確認することにのみ意識を向けながら、同じ針路及び速力で航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、ふだん他船が航行するのを見掛けたことがない時間帯に航行する場合においても、他船がないものと思わず、また、特定の物標等のみに意識を向けずに全周に渡って常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>
--	--

付図1 事故発生経過概略図

